

会津美里町空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、会津美里町空き家等の適正管理に関する条例（平成26年会津美里町条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 条例第6条の規定による情報提供については、様式第1号を町長に提出する方法によるほか、口頭その他適切な方法により行うことができるものとする。

(助言、指導及び勧告)

第3条 条例第8条第1項の規定による助言又は指導は、様式第2号により行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による勧告は、様式第3号により行うものとする。

(意見陳述機会の付与)

第4条 町長は、条例第8条第3項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、様式第4号により、所有者等へ通知するものとする。

2 所有者等は、前項の規定による通知を受けて意見を述べようとするときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、様式第5号により意見を述べなければならない。

(命令)

第5条 条例第9条の規定による命令は、様式第6号により行うものとする。

(立入調査)

第6条 条例第10条第1項に規定する立入調査を実施するに当たっては、あらかじめ所有者等に対して、様式第7号により通知し、立入調査の趣旨及び内容を十分に説明し同意を得たうえで行うものとする。ただし、所有者等が確認できないときは、立入調査を実施しようとする日の7日前までにその旨を公告するものとする。

(身分証明書)

第7条 条例第10条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(公表)

第8条 条例第11条の規定による公表は、会津美里町公告式条例（平成17年会津美里町条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示又は町広報紙若しくは町ホームページへの掲載により行うものとする。

(応急措置)

第9条 条例第12条第2項に規定する所有者等への通知は、様式第9号により行うものとする。

2 条例第12条第3項に規定する応急措置に係る費用を徴収するときは、様式第10号により請求するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

会津美里町長

住所（又は自治区名）

氏名（又は自治区長名）

㊟

連絡先

空き家等の適正管理に関する情報提供について

次のとおり、空き家等に関する情報を提供します。

| 空き家等の状態 |
|---------|
| |

※ できるだけ詳しく状態を記入してください。また、空き家等の位置がわかる地図、略図等を添付するか、空き家等の状態とあわせて上欄に記入してください。

第 号
年 月 日

様

会津美里町長



空き家等の適正管理について（助言・指導）

あなたが所有（管理）する下記の空き家等につきましては、管理不全な状態にありますので、速やかに措置を講ずるよう会津美里町空き家等の適正管理に関する条例第8条第1項の規定により助言・指導します。

なお、空き家等の所有（管理）の状況等について相違がある場合、変更が生じている場合、又は既に措置を済まされている場合は、下記担当まで御連絡くださるようお願いします。

記

- 1 所有者等の氏名及び住所
- 2 空き家等の所在地及び種別
- 3 助言・指導の内容

第 号
年 月 日

様

会津美里町長



空き家等の適正管理について（勧告）

あなたの所有（管理）する下記の空き家等については、会津美里町空き家等の適正管理に関する条例（以下「条例」という。）第8条第1項の規定による助言・指導を行いましたが、なお管理不全な状態にあると認められるため、条例第8条第2項の規定により、速やかに必要な措置を講ずるよう勧告します。

記

- 1 所有者等の氏名及び住所
- 2 空き家等の所在地及び種別
- 3 勧告の内容

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

会津美里町長



空き家等の適正管理に関する意見陳述機会の付与について（通知）

会津美里町空き家等の適正管理に関する条例第8条第3項の規定により、下記のとおり意見を述べる機会を付与しますので、意見がある場合は様式第5号により提出してください。

記

1 件名

2 予定される勧告の内容

3 意見の提出先及び提出期限

提出先

提出期限

年 月 日

会津美里町長

住所

氏名

㊞

連絡先

空き家等の適正管理に関する意見について

会津美里町空き家等の適正管理に関する条例第8条第3項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 件名

- 2 事実についての意見

- 3 その他当該事案の内容についての意見

- 4 証拠書類等の提出の有無 有 ・ 無

※ 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載のうえ、これを添付すること。

※ 証拠書類等を提出する場合は、これらを添付すること。

第 号
年 月 日

様

会津美里町長



空き家等の適正管理について（命令）

あなたの所有（管理）する下記の空き家等について、会津美里町空き家等の適正管理に関する条例（以下「条例」という。）第9条の規定により、 年 月 日までに必要な措置を講ずるよう命令します。

なお、この命令に従わないときは、条例第11条の規定により、命令の対象となる空き家等の所有者等の氏名及び住所（法人の場合にあっては、その名称、代表者及び主たる事務所の所在地）、空き家等の所在地及び種別、命令の内容その他町長が必要と認める事項を公表することがあります。

記

- 1 所有者等の氏名及び住所
- 2 空き家等の所在地及び種別
- 3 命令の内容
- 4 命令の理由

【教示】

この決定について不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、会津美里町長に対し異議申立てをすることができます（なお、その期間内であっても、この決定の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。なお、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、会津美里町を被告として（訴訟において会津美里町を代表する者は、会津美里町長となります。）、提起することができます（なお、その期間内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定についての異議申立てをした場合には、処分取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第7号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

会津美里町長



空き家等の適正管理に関する立入調査の実施について（通知）

会津美里町空き家等の適正管理に関する条例第10条第1項の規定により、空き家等の立入調査の実施について下記のとおり通知します。

記

- 1 立入調査の対象となる空き家等の所有者等の氏名及び住所
- 2 立入調査の対象となる空き家等の所在地及び種別
- 3 立入調査の日時 年 月 日（ ） 午前・午後 時から
- 4 立入調査の趣旨及び内容

様式第8号（第7条関係）

(表)

| | |
|--|--------------------------|
| 身分証明書 | |
| 写真添付欄 | 次の者は空き家等の立入調査に従事する職員である。 |
| | 所 属 |
| | 職 名 |
| | 氏 名 |
| | 生年月日 年 月 日 |
| 年 月 日交付 | |
| 会津美里町長 印 | |

90mm

60mm

□

(裏)

| | |
|--|------|
| <p>注意</p> <ol style="list-style-type: none">1 この証票は、空き家等の調査のために他人の土地に立ち入る場合は、必ず携帯しなければならない。2 この証票は、関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 | 60mm |
|--|------|

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

会津美里町長



空き家等の適正管理に関する応急措置の実施について（通知）

会津美里町空き家等の適正管理に関する条例第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり応急措置を実施したので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 応急措置を行った空き家等の所在地
- 2 応急措置実施の日時 年 月 日
- 3 応急措置の内容
- 4 その他

第 号
年 月 日

様

会津美里町長



空き家等の適正管理に関する応急措置費用の請求について

あなたの所有 (管理) する下記の空き家等について、 年 月 日に危険な状態を解消するため、必要最低限の応急措置を行いました。

つきましては、会津美里町空き家等の適正管理に関する条例第 12 条第 2 項の規定により、下記のとおり応急措置にかかった費用を請求します。

記

1 応急措置を行った空き家等の所在地及び種別

2 請求金額 金 円

3 請求内訳書 別紙のとおり

4 応急措置を行った経緯及び事由

5 支払期限 年 月 日

6 支払方法